

入札参加資格要件一覧①

工 種		《土木一式工事》					
区分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	経営事項審査の 総合評定値	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事実績	価格内 訳書の 提出
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	350点以上 720点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
②	10,000千円以上 20,000千円未満	管内業者	560点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
③	20,000千円以上 40,000千円未満	管内業者	700点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
④	40,000千円以上 500,000千円未満	管内業者 準管内業者	750点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績 があること。	提出
⑤	500,000千円以上	組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱（以下「JV要綱」という。）に規定する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）のみ又は特定JV若しくは単体企業のいずれか。 ※この場合において、単体企業の要件は、JV要綱の別表を準用する。 特定JVのみによる入札又は特定JV若しくは単体企業のいずれも入札参加を可とする入札（以下「混合入札」という。）のいずれの方法によるかの決定は組合入札契約審査会が行う。					

※1 上記予定価格の区分に対応する経営事項審査の総合評定値においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。

※2 準管内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に組合発注の土木一式工事において、元請として請負金額40,000千円以上の工事の受注実績を有するものに限る。ただし、JV施行については、当該受注実績と見なさない。

入札参加資格要件一覧②

工 種		《建築一式工事》					
区分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	経営事項審査の 総合評定値	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績	価格内 訳書の 提出
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	350点以上 780点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
②	10,000千円以上 30,000千円未満	管内業者	590点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
③	30,000千円以上 70,000千円未満	管内業者	650点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
④	70,000千円以上 150,000千円未満	管内業者	780点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。	提出
⑤	150,000千円以上 500,000千円未満	管内業者 準管内業者	780点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。	提出
⑥	500,000千円以上	J V要綱に規定する特定 J Vのみ又は特定 J V若しくは単体企業のいずれか。 ※この場合において、単体企業の要件は、J V要綱の別表を準用する。 特定 J Vのみによる入札又は混合入札のいずれの方法によるかの決定は組合入札契約審査会が行う。					

※1 上記予定価格の区分に対応する経営事項審査の総合評定値においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。

※2 準管内業者(特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。)については、過去に組合発注の建築一式工事において、元請として請負金額 150,000千円以上の工事の受注実績を有するものに限る。ただし、J V施行については、当該受注実績と見なさない。

入札参加資格要件一覧③

工 種		《電気工事》					
区分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	経営事項審査の 総合評定値	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事実績	価格内 訳書の 提出
①	1,300千円超 7,500千円未満	管内業者	350点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
②	7,500千円以上 50,000千円未満	管内業者	600点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
③	50,000千円以上 300,000千円未満	管内業者 準管内業者	710点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。	提出
④	300,000千円以上	J V要綱に規定する特定 J Vのみ又は特定 J V若しくは単体企業のいずれか。 ※この場合において、単体企業の要件は、J V要綱の別表を準用する。 特定 J Vのみによる入札又は混合入札のいずれの方法によるかの決定は組合入札契約審査会が行う。					

※1 上記予定価格の区分に対応する経営事項審査の総合評定値においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。

※2 準管内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に組合発注の電気工事において、元請として請負金額 50,000千円以上の工事の受注実績を有するものに限る。ただし、J V施行については、当該受注実績と見なさない。

入札参加資格要件一覧④

工 種		《管工事》					
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	経営事項審査の 総合評定値	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績	価格内 訳書の 提出
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	350点以上 750点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
②	10,000千円以上 30,000千円未満	管内業者	620点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
③	30,000千円以上 300,000千円未満	管内業者 準管内業者	710点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。	提出
④	300,000千円以上	J V要綱に規定する特定 J Vのみ又は特定 J V若しくは単体企業のいずれか。 ※この場合において、単体企業の要件は、J V要綱の別表を準用する。 特定 J Vのみによる入札又は混合入札のいずれの方法によるかの決定は組合入札契約審査会が行う。					提出

※1 上記予定価格の区分に対応する経営事項審査の総合評定値においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。

※2 準管内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に組合発注管工事において、元請として請負金額 30,000 千円以上の工事の受注実績を有するものに限る。ただし、J V施行については、当該受注実績と見なさない

入札参加資格要件一覧⑤

工 種		《舗装工事》					
区 分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	経営事項審査の 総合評定値	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績	価格内 訳書の 提出
①	1,300千円超 5,000千円未満	管内業者	350点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
②	5,000千円以上 30,000千円未満	管内業者	560点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	同種工事の実績があること。	提出
③	30,000千円以上	管内業者 準管内業者	640点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による	元請として同種工事の実績があること。	提出

※ 上記予定価格の区分に対応する経営事項審査の総合評定値においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。

入札参加資格要件一覧⑥

工 種		《水道施設工事》					
区分	予定価格	入 札 参 加 申 請 者 資 格					
		地域条件	経営事項審査の 総合評定値	許 可 (一般建設業・ 特定建設業の別)	技術者資格 (主任技術者・ 監理技術者の配置)	業者工事实績	価格内 訳書の 提出
①	1,300千円超 10,000千円未満	管内業者	350点以上 720点未満	建設業法の規定による	建設業法の規定による。	同種工事の実績があること。	提出
②	10,000千円以上 25,000千円未満	管内業者	570点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による。	同種工事の実績があること。	提出
③	25,000千円以上 500,000千円未満	管内業者 準管内業者	670点以上	建設業法の規定による	建設業法の規定による。	元請として同種工事の実績があること。	提出
④	500,000千円以上	J V要綱に規定する特定 J Vのみ又は特定 J V若しくは単体企業のいずれか。 ※この場合において、単体企業の要件は、J V要綱の別表を準用する。 特定 J Vのみによる入札又は混合入札のいずれの方法によるかの決定は組合入札契約審査会が行う。					提出

※1 建設業の許可業種・・・水道施設工事、土木一式工事及び管工事の許可が必要。

※2 上記予定価格の区分に対応する経営事項審査の総合評定値においては、入札参加者が十分に確保できないと判断される場合は、当該区分に上位の区分を加えた要件の設定をすることができる。

※3 準管内業者（特定建設工事共同企業体の構成員である場合を除く。）については、過去に組合発注水道施設工事において、元請として請負金額 25,000千円以上の工事の受注実績を有するものに限る。ただし、J V施行については、当該受注実績と見なさない。